

教育委員会 訓令番号	教育委員会訓令名	公布年月日
教育委員会訓令 第 1 号	さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令	令和3年10月26日

さいたま市教育委員会訓令第1号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(自己啓発等休業)</p> <p>第23条 教員は、<u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例(令和3年さいたま市条例第33号。以下この条において「自己啓発等休業条例」という。)</u>第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を確認書とともに委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教員は、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは、原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 教員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(自己啓発等休業)</p> <p>第23条 教員は、<u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例(平成29年さいたま市条例第19号。以下この条において「自己啓発等休業条例」という。)</u>第3条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を確認書とともに委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教員は、自己啓発等休業条例第8条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは、原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 教員は、自己啓発等休業条例第10条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。